

## 「巧妙化・複雑化するサイバー攻撃への対策の在り方に関する検討会」開催要綱（案）

### 1 目的

情報通信ネットワークは、国民生活や経済社会に不可欠な重要インフラであると同時に、サイバー攻撃が飛び交うサイバー空間のインフラそのものであり、そのインフラを担う電気通信事業者がサイバーセキュリティの確保のために果たすべき役割は大きい。

特に近年、ランサムウェア攻撃等のサイバー攻撃の巧妙化や、攻撃インフラの複雑化が進展しており、こうした脅威に対し、一層実効的な対策を講じていくことが安全・安心なサイバー空間の実現に当たって重要な課題となっている。

そこで、電気通信事業者をはじめとした関係主体がサイバーセキュリティの確保のために講じる対策の在り方について検討することを目的として、「巧妙化・複雑化するサイバー攻撃への対策の在り方に関する検討会」を開催する。

### 2 名称

本検討会は、「巧妙化・複雑化するサイバー攻撃への対策の在り方に関する検討会」と称する。

### 3 主な検討事項

- (1) 巧妙化・複雑化するサイバー攻撃への実効的な対策について
- (2) サイバー攻撃対策における関係主体の連携について
- (3) その他

### 4 構成及び運営

- (1) 本検討会は、サイバーセキュリティ統括官及び総合通信基盤局長の検討会として開催する。
- (2) 本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本検討会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、構成員による互選とし、座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長は、本検討会を招集し、主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本検討会を招集し、主宰する。
- (6) 本検討会の構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- (7) 座長は、必要に応じ、臨時構成員を指名又はオブザーバを招へいすることができる。
- (8) 座長は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (9) 座長は、検討を促進するため、必要に応じ、ワーキンググループを開催することができる。
- (10) ワーキンググループの主査は、座長が指名する。
- (11) 構成員は、本検討会における情報の取扱いに関して、次の事項を遵守する。
  - ① 構成員は、本検討会で知り得た非公開の情報について、厳に秘密を保持するものとし、総務省の書面による承諾なくして、第三者に開示しないこと。また、構成員を辞した後も同様とすること。
  - ② 構成員は、本検討会で知り得た非公開情報に基づく活動を行わないこと。
- (12) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定める。

## 5 議事・資料等の扱い

会合資料及び議事要旨については、原則として、総務省ウェブサイトにおいて公表する。ただし、会議の議事については、個別のサイバーセキュリティ対策に係る情報等を取り扱う可能性があり、当事者又は第三者の利益を害するおそれがあることから、原則として非公開とする。

## 6 スケジュール

本検討会は、令和8年5月から開催する。

## 7 その他

本検討会の庶務は、サイバーセキュリティ統括官室が、総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課の協力を得て行う。

「巧妙化・複雑化するサイバー攻撃への対策の在り方に関する検討会」構成員名簿  
(敬称略、五十音順)

うえぬま し の  
上沼 紫野 LM 虎ノ門南法律事務所 弁護士

きむら たまよ  
木村 たま代 主婦連合会 常任幹事

クロサカ タツヤ 株式会社企 代表取締役

ししど じょうじ  
宍戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

しずめ もとき  
鎮目 征樹 学習院大学法学部 教授

しのだ かな  
篠田 佳奈 株式会社 BLUE 代表取締役

つた だいすけ  
鳶 大輔 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士

なかお こうじ  
中尾 康二 一般社団法人 ICT-ISAC 顧問、  
国立研究開発法人情報通信研究機構 (NICT)  
サイバーセキュリティ研究所 主管研究員

よしおか かつなり  
吉岡 克成 横浜国立大学大学院環境情報研究院/先端科学高等研究院 教授

※ その他、議題に応じて、座長は臨時構成員を指名